

趣旨

富山県内の労働災害は、昨年、前年比9.6%の大幅な増加となり、本年に入っても増加傾向が続いていることから、安全衛生活動の総点検等を行うなど労働災害防止対策の徹底について緊急要請を行ったところである。しかしながら、本年10月末現在の労働災害発生状況（速報値）によると、死亡災害は、9人と対前年比2人減とやや減少しているものの、休業4日以上死傷者数は987人と対前年比40人、4.2%と大幅な増加となっている。

建設業においては、土木工事業、建築工事業、その他の建設業のいずれも増加し、全体では43人（27.4%）の増加となっているほか、製造業においても非鉄金属製造業、化学工業、食料品製造業などの業種で増加しており、全体では13人（4.6%）の増加となっている。

このほか、貨物取扱業では6人（200.0%）、農業では10人（200.0%）、第3次産業のうち通信業では8人（50.0%）、清掃・と畜業では9人（24.3%）など、それぞれ労働災害が増加しており、多くの業種で増加傾向が認められるところである。

さらには、全業種について労働災害の発生状況を事故の型別でみると、「切れ・こすれ」が前年比24人（32.0%）の増加となっているほか、交通事故（道路）が17人（50.0%）、崩壊・倒壊が11人（91.7%）の増加となっている。

このまま、労働災害の増加が続くと2年連続の大幅な増加となるなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

これら労働災害の増加の背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化や非正規社員の増加に伴う複雑化、更には若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対する安全教育の不足などがあると考えられる。

また、例年、年末年始にかけては、業種を問わず転倒災害や墜落・転落災害が増加する傾向にあり、更なる労働災害の増加が懸念されるところである。

かかる状況を受け、労働災害防止対策の一層の徹底を図るため、富山労働局として下記により、平成24年度年末・年始労働災害防止緊急対策を実施するものである。

記

1 実施期間

平成24年12月1日～平成25年1月15日

2 取組内容

（1）労働局・監督署が実施する事項

広報の実施

労働災害発生状況及び緊急対策の内容を広報し、関係者に対する注意喚起と緊急対

策への協力の要請

関係労働災害防止団体に対する協力要請

建設業労働災害防止協会富山県支部、(社)富山県労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会富山県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会富山県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会日本海総支部北陸支部に対する、緊急対策の周知及び自主的パトロールなどの強化についての要請

事業場に対する指導等

監督指導、個別指導、各種説明会等の機会を捉えた労働災害防止対策の徹底に係る指導の実施

(2) 関係団体(各労働災害防止団体)が実施する事項

傘下事業場に対する周知徹底

自主的なパトロール等の実施

(3) 事業場が行う個別実施事項

経営トップによる年未年始時期に係る安全衛生方針の決意表明

リスクアセスメントの推進

作業開始前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施

KY(危険予知)活動の実施

職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底

火気の点検、確認等火気管理の徹底

交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進

荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の安全対策

(4) 災害多発業種の重点実施事項

製造業

ア 加工機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

イ 非定常作業、故障時の安全作業の徹底

ウ 通路、階段、作業床等の安全化

陸上貨物運送事業

ア 過労運転による交通労働災害の防止

イ 荷役作業における荷台等からの転落・墜落、荷崩れ又は荷の落下による災害の防止

建設業

ア 足場の設置、開口部の手すり設置等による「墜落・転落」災害の防止

イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施

ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る安全作業の徹底

第三次産業

ア 交通法規遵守による交通労働災害の防止

イ 4S活動で転倒・転落災害の防止